

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第 3 項の規定において準用する法第 5 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 か月以内に、市に意見書を提出することができます。

2 0 2 5 年（令和 7 年） 1 0 月 1 日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス福山春日店

所在地 福山市春日町六丁目 1 1 番 外 6 筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称(氏名)	所在地（住所）	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号	代表取締役 中村 徳晴

（変更後）

名称(氏名)	所在地（住所）	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号	代表取締役 中村 徳晴

3 変更の年月日

2 0 2 5 年（令和 7 年） 7 月 2 2 日

4 変更する理由

設置者の所在地変更のため

5 届出年月日

2 0 2 5 年（令和 7 年） 9 月 2 6 日

6 縦覧場所及び縦覧期間

（1）縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

（2）縦覧期間

2 0 2 5 年（令和 7 年） 1 0 月 1 日から 2 0 2 6 年（令和 8 年） 2 月 1 日まで

7 意見書の提出

（1）提出期限

2 0 2 6 年（令和 8 年） 2 月 1 日

（2）提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課